

(別 紙)

軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付の確認の有効期間の終期について

確認の有効期間については、終期を設けていないため、確認された福祉用具貸与を継続して受ける場合に限り、確認申請書を再提出する必要はありません。ただし、以下の点に注意の上、取扱いに間違いがないようお願いします。

(福祉用具貸与が特に必要な理由の見直し)

- ①確認された福祉用具貸与を継続する為には、福祉用具貸与が特に必要である旨の判断について、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行う必要があります。
- ②少なくとも、以下の場合については、「医師の医学的な所見」及び「サービス担当者会議等」により福祉用具貸与が特に必要である旨の判断を行うことが必要です。
 - ・要介護（要支援）更新認定を受けた場合
 - ・要介護（要支援）状態区分の変更の認定を受けた場合
- ③見直しの結果、確認申請書の「2 福祉用具を必要とする理由」のいずれにも該当しなくなった場合、あるいは「3 確認を必要とする福祉用具及び該当する状態像」のいずれにも該当しなくなった場合、非該当と判断した日の属する月の月末を確認の有効期間の終期として取り扱います。

(上記の必要な理由の見直しの記録)

- ④上記の必要な理由の見直しについては、必ずその結果を記録してください。
- ⑤保険者等により行われる実地調査等の結果、「医師の医学的な所見」が確認できない場合や、「サービス担当者会議等」の確認ができない場合は、保険給付の返還を求めることがあります。

(確認申請書の再提出が必要な場合)

- ⑥確認されていない種目の福祉用具貸与が必要になった場合は、新たに確認申請書の提出が必要になります。
- ⑦③に該当した場合、新たに福祉用具貸与を行うためには、再度確認申請書の提出が必要になります。
- ⑧確認申請書は、居宅介護（介護予防）支援事業所ごとに有効となります。事業所が変わった場合は、当該居宅介護（介護予防）支援事業所として新たに確認申請を行う必要があります。
- ⑨⑥・⑦・⑧とも、確認の有効期間の開始日は確認申請書提出日の前月応答日まで遡及できるものとします。